

人事行政の運営等の状況（令和 3 年度）

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員数

区 分	R3 年度中 採用者数	R3 年度中 退職者数	R3 年度末 職員数	派遣している 職員数	派遣を受けて いる職員数
行 政 職	8	7	92	3	1
技能労務職	0	0	0	0	0
合 計	8	7	92	3	1

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、二役等の特別職、非常勤及び臨時職員を除く。

（2）再任用職員（注 1）及び任期付職員（注 2）の状況（R4.3.31 現在）

区 分	フルタイム	短時間	合計
再任用職員	7	1	8
任期付職員	0	0	0
合 計	7	1	8

（注 1）再任用職員

高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうちあらためて採用される職員であり、地方公務員法第 28 条の 4 の規定により採用されるフルタイム勤務職員と、同法第 28 条の 5 の規定により採用される短時間勤務職員とがある。

（注 2）任期付職員

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に基づき採用される職員で、フルタイム勤務職員と短時間勤務職員に分かれる。採用できる場合は法定されており、特定のプロジェクトに係る職などその終期が明確な場合などである。

2. 職員の人事評価の状況

評価の対象	一般職の職員
評価者	一次評価者、二次評価者
評価対象期間	業績評価 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 能力評価 令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
評価方法	業績評価…職員が設定した個人目標の達成度により業務上の業績を 5 段階で評価（会計年度任用職員及び臨時職員は設定してある目標の達成度により 3 段階で評価） 能力評価…評価項目ごとに定める着眼点に基づき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を 3 段階で評価
評価結果の活用方法	人材の育成、組織力の向上、処遇への反映

3. 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (R3.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
R2 年度	人 9,766	千円 7,246,106	千円 120,114	千円 685,564	% 9.5	% 8.6

（注） 二役、議員等の特別職、非常勤及び臨時職員を含む。

(参考) 職員給与費の状況 (一般会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費 (千 円)				一人当たり給与費 (千円) B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
R2 年度	81	272,911	33,300	102,632	408,843	5,047

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、R2 年 4 月 1 日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付き短時間勤務職員 (再任用職員 (短時間勤務職員)) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額
嘉島町	39.0 歳	269,600 円

(注) 「平均給料月額」とは、令和 3 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

(3) 職員の初任給の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

区 分		嘉島町	
		初任給	2 年後の給料
一般行政職	大学卒	182,200 円	195,500 円
	高校卒	150,600 円	160,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和 3 年 4 月 1 日)

区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	243,400 円	328,400 円	338,800 円
	高校卒	239,100 円	312,200 円	365,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師、教諭の職務	21 人	29.2%
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師、教諭の職務	16 人	22.2%
3 級	係長、参事、主査、主任教諭の職務	21 人	29.2%
4 級	課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務 (5 級、6 級に掲げる職務を除く)	11 人	15.3%
5 級	特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則で定める職の職務	2 人	2.8%
6 級	総務課長、総括審議員の職務	1 人	1.4%

- (注) 1 嘉島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(6) 期末手当・勤勉手当の状況

嘉 島 町		国	
(令和2年度支給割合)		(令和2年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.9 月分	2.55 月分	1.9 月分
(1.45) 月分	(0.90) 月分	(1.45) 月分	(0.90) 月分

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(7) 退職手当の状況 (令和3年4月1日現在)

嘉島町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	

(8) 特殊勤務手当の状況 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (R2 年度決算)		134 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (R2 年度決算)		16,750 円	
職員全体に占める手当で支給職員の割合 (R2 年度)		9.88%	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当		感染症防疫作業	日額 290~380 円
精神病患者護送手当		精神病患者の護送	日額 1,000 円
税務手当	税務課職員	徴税の賦課・徴収	日額 500 円

(9) 時間外勤務手当の状況

支給実績 (R2 年度決算)	6,961 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (R2 年度決算)	109 千円
支給実績 (H31 年度決算)	6,700 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H31 年度決算)	99 千円

(10) その他の手当の状況 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び 支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (R2 年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給実績 (R2 年度決算)
扶養手当	扶養親族のある 職員に月払	同		8,164 千円	226,783 円
住居手当	賃貸住宅、単身 赴任配偶者家賃 12,000 円以上	同		6,926 千円	288,600 円
通勤手当	原則交通機関等 2 k m 以上	同		2,581 千円	42,315 円
管理職手当	管理監督職員	同		4,630 千円	289,350 円

(11) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給料月額等	
給料	町 長	741,900 円	
	副町長	556,000 円	
報酬	議 長	296,800 円	
	副議長	244,900 円	
	議 員	222,600 円	
期末手当	町 長	(令和2年度支給割合)	
	副町長	3.05 月分	
	議 長	(令和2年度支給割合)	
	副議長 議 員	3.05 月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(支給時期)
	副町長	在職期間1年につき給料月額×500/100 在職期間1年につき給料月額×290/100	任期ごとに支給 任期ごとに支給

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	勤務時間等
勤務を要する日	毎週月曜日から金曜日までの週5日 (国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く)
1日あたりの勤務時間	8時30分から17時15分まで (12時から13時までは休憩時間)
1週間あたりの勤務時間	38時間45分
年間総勤務時間	2,015時間(38時間45分×52週)

(2) 休暇制度

名 称	日 数	条件その他
年次有給休暇	20日の範囲内	勤続年数に応じて繰越あり
病気休暇	○公務上の疾病、負傷 →療養に必要と認められる 最小限度の期間 ○私傷病 →必要と認められる連続する 90日以内の期間(結核性 疾患は1年以内)	病気休暇から復帰後20日以内に 同一の病気等で病気休暇を 取得する際は復帰前後の病気 休暇期間を通算
介護休暇	連続する6月の期間内で必要 と認められる期間	配偶者・父母・子・配偶者の父 母等が負傷・疾病・老齢のとき 1時間につき給与額を減額
特別 休 暇	選挙権その他公民権の 行使	必要と認められる期間
	裁判所・議会・官公署 へ出頭する場合	〃

骨髄移植に関して申し出・検査・入院の為	〃	
ボランティア休暇	1 暦年で 5 日以内	
結婚・新婚旅行等	連続する 5 日の範囲内	結婚の日の 5 日前の日から当該結婚の日後 3 月を経過する日までの期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
不妊治療に係る通院等	1 暦年で 5 日以内	町長が定める不妊治療については 10 日
女性が 6 週間以内に出産	出産の日までの請求した期間	
女性が出産	出産翌日から 8 週間	
生後満 1 年に達しない子を育てる場合	1 日 2 回各 30 分	男性にも適用
女性の生理	連続する 2 日の範囲内	
妻の出産の付き添い	2 日の範囲内	
妻の出産に係る子又は小学校就学前までの子の養育	産前 6 週間、産後 8 週間の 5 日以内	
小学校就学までの子の看護（負傷・疾病）	1 暦年で 5 日以内	2 人以上の場合 10 日
要介護者の介護	1 暦年で 5 日以内	2 人以上の場合 10 日
親族が死亡	親族に応じて変化	
父母の追悼のため特別な行事	1 日の範囲内	
夏季休暇	連続する 4 日以内	
災害により現住居滅失・損壊	連続する 7 日の範囲内	
災害又は交通機関の事故で出勤が著しく困難	必要と認められる期間	
災害時、通勤途上における身体の危険を回避するため	〃	
感染症の予防等による交通の制限	〃	
妊娠中の母体又は胎児の健康保持	適宜休憩し、又は捕食するために必要な時間	
妊娠中の交通機関の混雑による母体又は胎児の健康保持	1 日のうち 1 時間を超えない範囲内	
妊婦健診	妊娠満 23 週までは 4 週間に 1 回、満 35 週までは 2 週間に 1 回、満 36 週から 1 週間に 1 回、産後 1 年までは、その間に 1 回	
母子保健法による保健指導又は健康診査に基づく指導	必要と認められる期間	

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和3年）

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	消化率
3,025 日	1,048 日	79 人	13.3 日	34.6%

（注）令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間を在職した一般職員を対象とする

5. 職員の休業に関する状況（令和3年度中）

・育児休業の取得状況

休業の種類		育 児 休 業		部 分 休 業	
休業者の内訳			うち新規		うち新規
取得者合計		5	3	0	0
	うち女性	4	2	0	0
	男性	1	1	0	0

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況（令和3年度中）

処分内容		処分者数 (継続中含む)	処分事由
分 限 処 分	免 職	0	
	降 任	0	
	休 職	3	心身の故障
	降 給	0	
	失 職	0	
懲 戒 処 分	免 職	0	
	停 職	0	
	減 給	3	業務処理不適正、交通法規違反
	戒 告	0	

7. 職員の服務の状況

「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」（地方公務員法第30条）
義務の内容は下表のとおりである。

区 分	内 容	違反者数
命令に従う義務	職員は、法令に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない	0
信用失墜行為の禁止	職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となる行為をしてはならない。	0
秘密を守る義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。	0
職務に専念する義務	職員は、勤務時間中、職務に注意力のすべてを職務遂行に使い、職務にのみ従事しなければならない。	0
政治行為の制限	職員は、政治活動等をしてはならない。	0
争議行為等の禁止	職員は、ストライキ等をしてはならない。	0

営利企業従事制限	職員は、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業にも従事してはならない。	0
----------	--	---

8. 職員の退職管理の状況

平成 28 年度より実施しており、令和 3 年度においては該当者なし

9. 職員の研修の状況

令和 3 年度に実施した研修には、延べ 68 人が参加している。なお、当町における研修体系及び令和 3 年度実施状況は次のとおりである。

研修名	主催	参加人数	研修種別
熊本県市町村職員研修協議会研修	熊本県市町村職員研修協議会	68	新規採用、一般職員 1 部研修、一般職員 2 部研修、新任係長、新任課長、サービス向上研修、IT 講習等
町職員人権教育研修会	町	0	新型コロナウイルス感染拡大により中止

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況（令和 3 年度）

共済制度	熊本県市町村共済組合の制度による	
健康診断	町職員健康診断	他の健診を受診した職員以外の全ての職員を対象とした健診
	人間ドック	共済組合補助による人間ドック
互助組織	名称	嘉島町職員組合
	加入者	一般職の職員（70 人）
	主な事業	体育活動事業、福利厚生事業等
	主な財源	組合員から徴収される掛金（町からの助成金 0 千円）

(2) 公務災害補償制度（令和 3 年度）

加入団体	災害件数	内 容
地方公務員災害補償基金熊本県支部	1	左手母指末節尺側刺傷

1 1 . 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和 4 年 4 月 1 日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	主事、技師の職務	24	25.5	主事 技師	18 6	45	47.9	係 員 級
				計	24			
2 級	高度な知識経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	21	22.4	主事 技師	15 6			
				計	21			
3 級	係長、参事、主査の職務	33	35.1	係長 参事 主査	24 9 0	33	35.1	係 長 級
				計	33			
4 級	課長、局長、室長、所長、首席審議員、審議員の職務（5 級、6 級に掲げる職務を除く）	12	12.8	課長 審議員 首席審議員	9 2 1	16	17.0	課 長 級
				計	12			
5 級	特に重要な職掌の課長の職務で町長が規則で定める職の職務	2	2.1	局長 室長	1 1			
				計	2			
6 級	総務課長、総括審議員の職務	2	2.1	総務課長 総括審議員	1 1			
				計	2			
合 計		94	100					

※短時間勤務職員除く